二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

［イ～ホ　略］

三　電気通信事業者の設置する伝送路設備が次に掲げる要件のいずれにも該当しない場合における当該電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信設備（当該電気通信設備を用いて提供される電気通信役務の確実かつ安定的な提供を確保するために特に必要があるものとして総務大臣が指定するものを除く。）

イ　伝送路設備が本邦内に設置されていること。

ロ　伝送路設備が本邦内の場所と本邦外の場所との間に設置されていること。

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　法第四十一条第四項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2　法第四十一条第四項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十四までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　略］

（事業用電気通信設備の自己確認）

第二十七条の三　法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項から第三項まで又は第五項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四　法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項から第六項までにおいて準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一　既に事業用電気通信設備の自己確認を行つた自己の電気通信設備の自己の事業の用に供することを目的として、当該事業用電気通信設備の自己確認を行つた方法により設置した場合（次に掲げる場合を除く。）

イ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（通話品質にあつては、ワイヤレス固定電話用設備を除く。総合品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備（以下この条及び次条において「メタルインターネットプロトコル電話用設備」という。）、ワイヤレス固定電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備（以下この条及び次条において「インターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備」という。）に限る。ネットワーク品質にあつては、メタルインターネットプロトコル電話用設備及びインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

［ロ　略］

［二・三　略］

二　電気通信事業者が自ら設置する伝送路設備及びこれと接続される交換設備並びにこれらの附属設備以外の電気通信設備（次に掲げる電気通信設備を除く。）であつて、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次条第二項各号のいずれにも該当する電気通信役務を提供する電気通信事業の用に供しないもの

［イ～ホ　同上］

［新設］

（内容、利用者の範囲等からみて利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信役務を提供する電気通信事業者の指定等）

第二十七条の二の二　法第四十一条第三項の規定による指定及びその解除は、告示によつてこれを行う。この場合において、総務大臣は、当該指定及びその解除を受けることとなる電気通信事業者にその旨を通知するものとする。

2　法第四十一条第三項の総務省令で定める電気通信役務は、様式第四の表の一から三十三までに掲げる電気通信役務ごとに次の各号のいずれにも該当するものとする。

［一・二　同上］

（事業用電気通信設備の自己確認）

第二十七条の三　法第四十二条第一項及び第二項の規定による確認（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。次条において「事業用電気通信設備の自己確認」という。）をしようとするときは、事業用電気通信設備が法第四十一条第一項、第二項又は第四項に定める技術基準に適合しているかを検証し、適合していないと認めるときは、適合させるために必要となる機器の設置その他の必要な措置を講ずることにより、これを行わなければならない。

（事業用電気通信設備の自己確認を要しない設備）

第二十七条の四　法第四十二条第一項及び第二項（同条第四項及び第五項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げる場合に該当するものとする。

一　［同上］

イ　事業用電気通信設備規則第三条第二項第四号に規定する二線式アナログ電話用設備（以下この条及び次条において「二線式アナログ電話用設備」という。）及び総合デジタル通信用設備にあつては、それぞれの通話品質、接続品質、総合品質又はネットワーク品質（総合品質及びネットワーク品質にあつては、同項第四号の二に規定するメタルインターネットプロトコル電話用設備及び同項第五号の二に規定するインターネットプロトコルを用いた総合デジタル通信用設備に限る。）を劣化させることとなる場合

［ロ　同上］

［二・三　同上］